

第3回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年2月5日（木）

午後2時から

会場：上越市市民プラザ 第2会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 （構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者）	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	欠席
	牧村	牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	欠席
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議員	保坂隆男	
	三和村	三和村議会副議長	松縄教一	欠席
	名立町	名立町議会議長	塚田正	
規約第8条 第1項第3号の委員 （学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの）	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町農業委員	神岡八江子	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子	
共通	上越教育大学副学長	小宮三彌	欠席	

議 題

1 審議

（1）合併協定書記載文案について

2 その他

午後2時0分 開会

○大場崇夫委員長 皆さん、非常にお忙しい委員の皆さんであります、大変本日までご苦労さまでご

ざいます。これより第3回地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する小委員会を開催させていただきます。

本日は委員29名のうち25名の出席ですので、上越地域合併協議会小委員会規程第6条第2項の規定により、会議は成立しています。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、牧村の宮本委員、柿崎町の平野委員をそれぞれ指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○

1 審議 (1) 合併協定書記載文案について

○大場崇夫委員長 それでは、早速審議に入らせていただきますが、第2回のときに15分ぐらいでしょうか、早く切り上げさせていただきますして、次の第3回には一応合併協定書記載文案を中心に各市町村でいろいろ相談された結果を一通り発表といいますか、していただきまして、その後で問題になる点を特に取り上げて、委員の皆さんとともに議論して内容を深めていきたいと、このようにきょうの運営については考えているところでございます。何とぞご協力のほどを切にお願いを申し上げます。

どうぞ。

○井部辰男委員 委員長、小委員会の今後のあり方について若干確認をしたいので、発言させていただきます。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○井部辰男委員 それじゃ、発言許していただきました。頸城の井部です。実は、小委員会のこれからの論議について、そのあり方について、今地方制度調査会の答申に基づく法案上程が国会に3月の9日上程予定と聞いております。ほぼそれは確定だろうというふうに思いますし、その法案上程のものも事前に各都道府県に対しては2月中ぐらいに法案の骨格の説明をやるというような動きも総務省から出ているわけでありまして。そうなってくると、きょう記載案文に上程をされている2の協議会の地域自治組織(仮称)について、地域自治組織(仮称)については法律の改正等があった場合には合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。法案上程ということは、閣議決定をして法案上程するわけでありまして、多少の確定までに修正はあるとしても、ほぼその法案で改正をされていくだろうというふうに私は思っているわけでありまして。当然そうなってくると、この小委員会の論議と並行して論議ができるというふうに私は思うんです。そこら辺を見据えた中で、この記載案文2の取扱いを含めて、これからの小委員会のあり方についていかが事務局思っているのか、そこら辺について聞きたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○大場崇夫委員長 じゃ、事務局の方、お願いします。

○野澤朗事務局次長 ただいま井部委員がおっしゃいましたこと、事務的にも正式ではございませんけれども、伝え聞き及び始めてございます。ただ、正式に3月9日という具体的な日付につきましては今委員からお聞きしたところでございます。当然私も、まず二つに分けてお答えさせていただきます。現在の状況におきましてはそういう状況でございますので、事務局長、総務省からおいでになっております。私も含めて近々総務省の方にお伺いをして情報収集に図りたい。これは、来週ぐらいの1週間の中でさせていただきたいとは思っております。その件を今ご報告をします。

もう1点でございます。ここは、お答えとしてはどうなんでしょうか。これ今きょう記載文案をご相談いただきますので、井部委員としてこの記載文案の部分でご議論いただくのか、それともその前に全体の議論の前でのご質問というのをあえておっしゃったとすれば、その範囲でのお答えにとどめさせていただきますけれども、その辺は今のご質問ですと、これから意見を言うにしても、その辺の内容をお互い共通認識持っていないといけないのではないかという意味と承知しましたので、その範囲でお答えするとすれば、私もこの事務局、それから幹事会を通じての認識では、改正等というのは例えば今地方自治法の改正及び法律の名前はわかりませんが、新たに地域自治組織を置くことにとって必要な新法の制定ということで等という言葉は使っておりました。でありますので、今委員のご質

問に直接的にお答えするとすれば法律の上程等々は含んでおりませんでした。ですので、今委員の方でこれは法律の上程という事実があった場合にこの等に含めるかどうかご議論が必要だということであれば、今の委員長のリードの中で今回の合併協定書記載文案のところでお話をいただくのがよいのかなというふうには思っております。私どもの整理としては、この等の中には自治法の改正及び関連諸法の改正もしくはといひましようか、必ずやあるであろう新法の制定をもって等というふうに考えておったところでございます。今一応お答えとしてはそういうことでございます。しかるべく、この前提でいきますと、今改正等がもしあった場合のことでありますれば、この改正等があった時点におきましては合併後も含めということは合併前も当然想定されているわけでございますので、何らかの検討は行おうと。ただし、その等の中に今は法案の上程というのが入っていなかったというふうにお答えはさせていただきたいと思ひます。

○大場崇夫委員長 井部委員、よろしいですか。

○井部辰男委員 はい。一つは見解を聞きたかったということでありまして、私からいへば、この記載文案そのままいへば、法律の改正等があった場合というふうにとるときに、合併以降の新市の中における地域自治組織をどういうふうにつくっていかうと、どういうふうな設置方向でいかうということでありますから、それを提案をしている今回の地制調の答申でありますので、その骨格が見えた段階では一緒になってこれは論議する必要があるだろうというふうに思ひましたので、等の中には当然入っているというふうに判断をしたものですから、そうなれば当然今論議をしている小委員会でもこの骨格が見えたら骨格も含めて論議をしていって、より新しい市の中における住民自治を求めて地域自治組織のいい方向を検討したらどうかと思ひますんで、今お聞きをしたところでございますが、そこも含めたやっぱりこの等の取扱いというのは必要じゃないかというふうに思ひますが、これは委員長の方の取扱いになりますので、ぜひこれから審議を進めるに当たって委員長がその新法の骨格が見えたときに、小委員会の中においてもそれを入れてご論議いただけるかどうかお諮りのほどをお願いしたいというふうに思ひます。

○大場崇夫委員長 今ほど井部委員の質問、意見に対して、事務局の方から現段階としての答弁があったわけでございますが、当然国会で新法が出た時点で、その内容にもよりますが、この小委員会でも当然取り上げ、あるいはまた合併協議会そのものも取り上げていく必要があるんでないかと、私個人としてはそう感じております。今回のこの協議会については、1月15日のときに橋爪委員、それから村山委員の方から全体会でかなり突っ込んだ、特に村山委員の方からはこの協議会そのものの法律との関係ということで質疑が出まして、事務局の方でも丁寧な答弁があり、最後に議長さんの方から今まで出た問題は小委員会でも十分討議をしていただきたいということで終わったわけでございます。それを受けまして、ご存じのように第1回、第2回と小委員会を重ね、きょうは第3回を迎えているわけでございます。1回、2回ときは事務局の方からそれぞれ資料が出ましたので、その資料についての質疑が中心であったわけでございますが、ともかくこの小委員会として非常に価値のある国会の法律との関係もありますけども、ここではともかく先取りという形になるのでしょうか、地方自治法にのっとり市長の附属機関としての協議会についてどうするかということを経段階では討議するのもしょうの場面だろうと、私自身はそうのように解釈をしているわけでございます。したがって、最初に申し上げましたように、第2回の最後にお願ひしましたように、きょうはまず一番最初に各市町村でそれぞれきょうの小委員会についての討議等されてきておりますので、文案の問題点を含めて、中には事務局の質問もあわせて順番にご意見を伺って、そこから問題点をはつきりさせて全体の討議に入っていきたいと、こんなふうを考えているわけでございますので、ご協力のほどをよろしくお願ひをいたします。

どうぞ。

○小池吉則委員 大瀧の小池ですが、今の井部委員と関連しますが、この小委員会の進め方について、この小委員会の任務として、きょうの議題に上がっている協定書の記載文案を上げれば、この小委員会としての任務は終わりということになるのでしょうか。それとも、私が求めたいのは、少なくとも

この合併問題、最終的には住民が決定することでありますから、住民の皆さんに対して、ここに参加させていただいた委員として説明責任があります。私は、この記載文案をもって地域自治組織を住民の皆さんに説明せいといっても説明することができません。したがって、これに付随する今後恐らく論議されるでしょうけども、あるいは条例なのか、規則なのか、細かい点が組み立てられるというふうに思うんですが、その辺のところまである程度踏み込んだ論議ができるのかどうか、この後。例えば記載文案を上げた後にそういう論議ができるのかどうか。それとも、記載文案を上げて、すべて小委員会としての任務は終わるのかどうか。その辺委員長としてのお考えをお伺いしておきたいと。

○大場崇夫委員長 事務局から先に答えていただきますと、そっちにどうしてもなびいてしまいますので、事務局から話聞く前に私、委員長としての見解を先に述べさせていただきます。

先ほどの井部委員とのことも多少関連があると思うのですが、今ほど小池委員が言われましたようにきょう皆さん机の上お出しだろうと思うんですが、この記載文案を例えば満場一致で異状なしと決まったと。そして、この小委員会の意見を協議会の方へ、記載文案は一部異議もあったけれども、満場一致で決まりましたということで終わってしまえば、私は小池委員言われたとおり、何ら地域に持ち帰っても具体性に欠けるわけです。したがって、この記載文案をもとにしたそれぞれの条例になる、条例に盛る内容とか、あるいは規則に盛る内容とか、場合によっては要綱とでもなるんでしょうか、そういうところまでこの小委員会でかなり論議し合って、文案はこのように仮に決まったとしても、その裏づけ、その内容をある程度盛ったものを協議会の方へやるべきでないかと。同時に、井部委員が言われましたように法案が出た時点で、その法案についてまたお互いに勉強して、それをどう協議会の中へ盛り込むかということも当然必要になってくるんでないかと、私自身はそのように解釈をしております。

事務局、その後でお願いします。

○野澤朗事務局次長 委員長の整理でございましたが、私は事務局方でございますので、物すごく規約に従ったお答えになってしまいます。上越地域合併協議会小委員会規程では、第3条に小委員会は協議会が指定した事項について調査、審議等を行うものとなっております。したがって、小委員会に指定された事項は、現段階ではあくまで合併協定書記載文案でございます。そこをまず記載文案をお答えするのが小委員会の責務でございます。その後のことにつきましては、逆に申し上げれば委員、協議会が指定した事項を協議する場でございますから、協議会の総意としてそのようなご決定があればそういうことになるのだろうと、私は事務的にはそのようにしか今ちょっと申し上げることはできません。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○小池吉則委員 私は、先ほど委員長が答えた委員長の進め方を了解をしたいというふうに思うんですが、確かに協議会から付託された問題はこの文案だけかもしれない。しかし、この文案の裏と申しますか、もっとかみ砕いた面も小委員会で論議してもいいんじゃないかと。確かに文案は文案です。しかし、この文案に付随するいろいろな項目を小委員会で論議してもいいんじゃないかと、こういうふうに私は思うんですが、事務局の言うように、ただ文案をこの小委員会で承認をしてもらって、それだけでいいと、このようには私は理解しないんでありますけども。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 今のご質問にちょっとお答えしなければいけない責務がございます。小池委員のお気持ち、それからこの会に出席されている方々のお気持ち、そしてその求めようとされている事柄は十分理解しております。ただ、これは自治体間でルールを決めて話し合いをする場でございます。ですから、そこは今申し上げたように前回は小池委員の方から報酬はどのくらいだろうかというようなご質問もいただき、また私もお答えもしてきました。ですから、そういうやりとりは当然今後もあるものと思います。しかし、それはあくまでもこの合併協定書記載文案を議論する際の範囲の中で今成り立つものであります。そこは、ルールというものをやはりどう考えるかでございますので、委員長

さんの整理もわかります。それから、今小池委員もよくわかりますし、皆様方の中にもそうお考えの方がいらっしやるとすれば、それはよくわかります。しかしながら、これはルールということもこれ厳然とした事実でございます。なので、私先ほど申し上げたようにそのことを終えた後で、必要であれば協議会が指定をすれば小委員会で議論できるというルールになっております。そこは、この小委員会の責務を果たしていただく、そのことをまずお願いしたいというのが事務局の立場でございます。

○小池吉則委員 事務局の考え方はわかりました。しかし、私たちは少なくとも地域を代表し、議員の皆さんはこれ選挙で出てこられているわけですから、私たちとはまた別格だというふうに思いますけれども、ただそういう立場でこの協議に参加させていただいている一人として、少なくともこれからこの協議会のニュース等も出ていくわけですが、すべてが文案だけの周知です、記載文案。ニュースとして住民の皆さんに周知されるのは、この記載文案を協議する場に参加した人間は一定理解はできるだろうけれども、しかし一般住民はこのことを理解できません、この範囲内では。しかし、これから住民が合併するか、しないかの判断をする場合に、この情報をもとに自分の判断を示さなきゃならんわけです。そうしたときに、もう少しこの内容がわかるような、そういう協議がこの小委員会でされてもいいんじゃないか、こういうふうに考えます。今事務局の言われるように、それをやるとすれば協議会で新たにそのことを提案し、協議会として小委員会に戻して調査、協議をせいということになればできるということでもありますけれども、私は少なくともこの文案を協議する中で、そのぐらいのことは協議されてもいいんじゃないかと、こういうふうに思っているんですが。

○野澤朗事務局次長 済みません、ちょっとお待ちください。繰り返しになります。おっしゃっていることはよくわかります。ですから、やりとりの中で当然そういうことは話し合いになります。結論として、合併協定書記載文案を上げていただきたいということをまずお願いしました。その中には、例えばここに書かれている文案について、おっしゃったとおりです。自治用語が書いてあったり、議員さんでなければわからない用語が書いてあります。そのことをそれぞれの自治体で当然私も事務局が皆さん委員にもご説明いただいていると思います。そういう前提の中でここでお話し合いをして、もしわからない言葉があれば共通で議論をして、ここはどうなんだ。例えばこの間お話になりました報酬を払うという前提になれば、議会の議員の皆さんを数をどうのというコストの面でおっしゃいました。ですから、じゃそれは日当ですということで初めて共通認識が成り立つわけでございます。それは、当然お互いの話の中でさせていただく、これは当然のことでございます。そして、記載文案というのはおっしゃったように全員が各自自治体が認め合う文章ですから、この前も申し上げましたけれども、幅のないような表現でいきましょうということにはなろうと思います。それを住民の方にわかりやすく説明するのは、これまたそれぞれの町村の事務方が一生懸命仕事させていただきたいと、このように思います。ですから、委員の最初おっしゃったことで限定して申し上げれば、もっともっと条例文案までここで決めたらどうだということであると、これは今最初に決められたことと違うので、そこは切り分けていただきたい。ただ、そういうような話し合いがこの文章を議論する中で必要であれば、これは十分議論をいただきたいと、そういう意味でお答えしたつもりでございまして、言葉が足らなければ大変申しわけないと思います。

○大場崇夫委員長 村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 村山です。ただいまの小池委員の質問と野澤次長の説明を二つ合わせて私委員長に提案したいんですが、野澤次長の言うとおりの文案を決めることで、そのために必要な討議するということですから、今回委員長提案しましたように各町村でこの文案について協議した内容をやると、文案そのものもいいか、悪いかという論議に入っちゃいます。私はそうでなくて、まさしくこの文案の是非をするためにいろいろ質疑、確認するわけですから、その確認する内容をどんどん出し合って、そして私は希望としてはそれを文書で皆さん確認して、それが条例に近い内容になるか、ならんかは別として、それをもってこの内容で、この内容が含まれているからこの文案になったというふうになっていかないと、いきなり文案の是非をやっちゃうと、いや、うちの町ではいいんだとか、これはいい、悪いの論議に入っちゃうと思うんで、私はきょうの進め方で文案の是非を、よしあしの意見を

町村に聞くんじゃなくて、まさしく質疑にいろいろある日当なのか、自主開催、私らはいっぱい質問で出てありますよね。その他名称もどうなのか。それから、委員の数も各町村勝手にしていいのか。そういった問題なんかも共通認識の確認としてどんどんやった最後に、この文案の確認するような議事進行をお願いしたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

- 大場崇夫委員長 今ほどの当然だと思うんですが、今端から順番にお聞きしたいという、その中に当然今村山委員が指摘されたことが出てくると思うんです。ただ、この文案がこれはいいい、ここの文はだめだということじゃなくて、今当然大潟町でも今のような問題になったと思いますので、それぞれの市町村の番へ来ましたら、この文案から場合によっては……

〔「大潟から先に聞いてください」と呼ぶ者あり〕

- 大場崇夫委員長 いや、順番にいきますから、村山委員のところへ行きましたら、今のような意見をまたお願いをしたいと思います。一通り出れば問題点がはっきりすると思うんです。そうでないと、時間たってもなかなか決まりませんので。

石平委員、どうぞ。

- 石平春彦委員 前段のちょっとお話がありますので、私の方からもちょっと申し上げたいと思いますけれど、事務局がおっしゃられた合併協議会で小委員会に付託をされた部分につきましてやるんだと、これはそのとおりだと思っています。それは、もうちょっとそういう形になる前段の中身というのは、私が思うには合併協議会の段階で合併協議としてできるものの中身と、それ以後のいわば合併、廃置分合等が明確になった形の中で、合併するまではそれぞれの市町村の議会ですとか、それから合併後は新しい上越市の議会ですとか、そういう形で論議をするという、その場その場の、その段階でのやるべきことがあるという中でいわば合併協議を行う基本的な中身についての範囲だと思うんです。そういう形で今出てきているんだ。具体的に今の地域自治組織の協議の中身を言えば、基本的には論議の中でいろいろな論議が交わされるということ、これは当然だろうと思いますし、それはよろしいと思うんですけれども、正確な事実に基づいて協議なり議論を積み重ねるといって本来あるべき姿からしますと、やはり基本的には法律に明らかになった段階でそのことについての具体的な積み重ねる協議をするということであろうと思います。しかも、この法律の改正につきましては少なくとも新年度、新年度というのは16年度という意味でなくて17年度になることは明らかでありますので、そういう形の中である意味しっかりと協議をしていくという性格のものであろうと、このように思っております。したがって、いわば与えられた限定という意味合いもありますが、その前段の意味合いとして、やはり協議を正確にしっかりとやっていくという意味合いからすれば、今この段階で当然話し合うべき中身というのは限定的なものがあるかというふうに思いますので、地域自治組織のこれは中身に若干入る可能性も、その中身の是非に入る意味合いもありますが、この段階ではやはり法律等の改正があった場合にその内容を考慮して検討するという共通認識でいくのが一番よろしいのではないかと、若干中身に触れる話になりましたけれども、私はそういうふうに思います。

- 大場崇夫委員長 いろいろありがとうございました。

どうぞ。

- 橋爪法一委員 関連でちょっと確認したい。私もちょっと勉強不足だったなと思って今質問しますが、石平委員の方から出た発言、意見の中で、法律の改正等が見えたと言われました。それとも、確定したという意味だかちょっとわからないんですが、この2のところでは法律等が改正等があった場合という、この意味は法律が制定した段階でという意味なのか。制定された段階と見るのか。それとも、国会に上程がされるのはわかっていると。中身も大体わかったという段階で検討するのか。そこら辺は、共通認識持たないと審議前へ出ないと思うんです。これ事務局からお答えいただきたいと思いません。

- 大場崇夫委員長 お願いします。

- 野澤朗事務局次長 その点は、先ほど井部委員のご質問にお答えしましたとおり、現段階ではこの等というところは改正と制定という等でございます。上程は含んでおりませんでした。それが共通認

識であるかどうかということが今問題であれば、そのようなことで今石平委員はそのようなご発言ですし、井部委員については上程時でという意見が出たということで解釈をしております。私から先ほど申し上げたのは、これまでの事務局といいたし、これをまとめ上げていく段階の等というのは、改正等の等は新法の制定を含めた等であったということでございまして、上程ではなかったということはお話ししたとおりでございます。ただ、それを今ここで私どもがそうだよということではなくて、そういうことでしたということでお聞き取りをいただきたいと思っております。

○大場崇夫委員長 橋爪委員、よろしいですか。またそっちへ番行ったら、いろいろ参考になる意見ひとつ。

それでは、また一通り出た後で恐らく大事な問題が出てくると思っておりますので、大変恐縮でございますが、上越市の方からこう順番に記載ですので、お願いをしたいと思います。

○石平春彦委員 それでは、私どもの考え方を申し上げたいと思っております。私どもも最初からいいとか、悪いとかという形のことよりも、市議会なり上越市がある意味提案をしたものが大分入っておりますので、どういう気持ちでこういうことを申し上げたのかということをおっしゃって説明をさせていただきたいと、こう思っております。

私どもは、基本的に都市内分権というものを非常に重視しなければならない、こういう考え方に基づいております。それは旧といいますが、現町村の関係もありますし、それから現上越市内の地区の関係もございまして。そういうトータルで地域の中での分権というものを進めていかなければならない。これが基本であろうという考え方のもとに、とりあえず今回の合併協議の中では旧町村という形になっておりますので、その旧といいますが、現町村の皆さん方の意思を市政に反映をさせていける、あるいはまたコミュニティというものを大切にしていけるようなシステムづくりが重要であると、こういうことを考えたわけでございまして。そういう中で上越市長からの考え方もございましてけれども、私どもも合併特例法ではなくて、自治法によるいわば時限を、つまり期限を切って行うものではなくて、一般制度として取り入れるべきであるということの考え方のもとに、合併特例法ではなくて自治法の市長の附属機関という形の中で現段階では行うべきであるということをおっしゃって提案をさせていただきました。

それから、具体的な中身を申し上げますと、一つは中身の中では私どもは三つ提案をさせていただきました。それは、第1は諮問を受けて答申を行うというものを以外に、自主的に意見を述べるができるようにすべきであるということでございます。これは取り入れられております。それから、もう一つは意見を述べる範囲を当該の地域、地区に限定しないで、関連性のあるものについては上越市全体の中身についても意見を述べるができるようにすべきであるというのが2点目の提案でございます。それから、3点目の提案は、地域のコミュニティを明確にして、そしてその地域の意思を市政に反映をさせていくためには、明確な代表権を持った組織になる必要がある。そのためには、委員の選出を住民の直接選挙による選出という形で委員を選ぶ必要があると、選ぶべきであると、このように私どもは提案をさせていただきました。

その3点、中に採用されているわけでありまして、いずれにいたしましても最後の委員の選出方法につきましては、これから出るでありまして法改正の中で地方公共団体、法人化タイプの中の委員の選出の方法でございます。それに見合う形のものでございます。一般制度としてのタイプの中では、これは出てまいりません。そういうことで、地制調の検討過程の中では一般制度の中でもそれが実はその選出の方法の一つとして掲げられていたわけでありまして、これは最終答申の中でカットされまして、削除されまして、法人化タイプのものにしか採用されませんでした。そういうことで、新聞等でも載っておりますように、こちら今この合併協議の中に提案をされている選出の方法というのは全国的にもない新たなやり方だと、こういう評論もございましてけれども、私どもはそういう意味で住民に直接責任を負うといいたし、そういうしっかりした代表権の中で物を言うことが地域の意思を上越市政全体に反映をする一つの大きな前提条件ではないか、こういうことで私どもは提案をさせていただいたところでございまして。そういう意味で上越市議会の考え方につきまして、ぜひ皆さん方

らその気持ちも含めてご理解いただければありがたい、このように思っているところでございます。

なお、2点について、ここの記載文案の中の細かいことでありますけれども、若干異論というわけではございませんが、変えた方がいいといいますが、中身を明確にしておいた方がよろしいのではないかとございます。その点についてちょっと申し上げますが、一つは1の地域協議会の中の(3)であります。協議会の名称の関係であります。名称については、やはり基本的なものにつきまして、ぜひ統一をすべきであると、このように思っております。地域、地域によって名前がばらばらというのは、これはいかにも上越市全体の中の一つの制度として、システムとしてこれをつくろうというわけでありまして、名前がばらばらというのはいかがなものか。事務局からは、その中身についても若干経過報告がございまして、その範囲でならいいのかなと。つまり現町村の名前を冠する最終的には統一的な名前だという意味合いだということも報告にありましたので、そういうことであればいいのかなと、こういうふうにも思っております。

もう一つの関係につきましては、(4)の丸の中の一番上であります。当該区域において行われる施策の中の括弧の中です。予算措置を伴うものを含むと。この点については、前にも一度申し上げたでしょうか。余りにも当たり前のことをなぜここに掲げなければならないのかということがございます。ほとんどと言っていいほど市の施策につきましては予算措置を伴うものでございます。予算措置を伴わないものを挙げるということ自体がちょっと難しいかもしれないぐらいな、やはり市の施策ということがございますので、予算措置を伴うものが当然でありますし、当たり前のものをあえて書かなければならないというのはいかがなものかというのが私どものちょっとした疑念でございます。そういうことで、以上ちょっと長くなりましたが、私どもの考え方を申し上げまして、したがって基本的にはこのような形の中でまとまっていくのはよろしいのではないかと、このように思っております。

以上です。

○大場崇夫委員長 非常に大事な内容のご発言であったわけですが、一つ一つ繰り返してやっているとお手間かかりますので、一通り各町村1人お聞きしていきたいと思えます。

次、安塚の方お願いいたします。

○日下部進委員 安塚町です。まず、掲載文の一番上にあります地域協議会、これについては一番上に書いてありますとおりの地域審議会という名前の方が現段階ではいいんじゃないかというようなことであります。

それから、いま一つ今度ずっと下がります(5)番ですか、委員の選挙、これは選挙でなくて市長が選任をすればいいのではないかと。なぜならば、地域審議会委員は選挙に値するだけの権能がないのではないかとということでもあります。

次に、(6)であります、これは条例を作成するときにはカットされるんであろうと思いますが、現在の議員定数を目安におおむねと、こういう1行がありますが、これは必要ないんだろうというようなことであります。

大きい2番の自治組織については、この原文のままで結構だろうと。

以上であります。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

皆さん、必要によって要点それぞれメモしてください、ちょっと時間置きますので。今の安塚さんは非常に中身すっきりして短かったので、メモしやすいと思えます。

じゃ、浦川原の方、お願いいたします。

○武藤政義委員 浦川原でございます。手前どもも議会として審議させていただいたところでございますが、今の名称についてはさほどに触れるところではございませんでした。総体的に見ますと、先ほど上越さんがおっしゃられたような地域審議会、あるいは地域自治組織については十二分な住民の声を反映できる権限を与えてほしいということがまず第1点でございます。

次に挙げられますのが任期の関係でございますが、この審議会の委員の任期をもう少し明確にして

進めたらどうだろうかということでございますし、先ほどのお話にもありますように4番の 番目でしょうか、新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関する事、これらについては十二分の権限を与えていただき、審議し、それらについて皆さんに伝わるようお願いしたいということでございます。その他それぞれいろいろあるんですが、これについてはこの中の委員会の中で皆さんとともに付託をしたことについて賛成していきたい、こういうことでございます。

以上、浦川原です。

○大場崇夫委員長 次、じゃ大島村、お願いいたします。

○岩野修二委員 大島の岩野ですけれども、本来なら早川委員が来て発言することになっていたんですが、来る寸前にちょっとぐあい悪くなりまして、私の方からメモだけいただいております。村としても合併特別委員会によっていろいろ討議されたわけなんですけれども、一応簡単に申し上げますと、ここに記載されている文面でいろいろご意見が出ましたけれども、最終的には記載文案でよろしいということになっているそうでございますので、意見はここではまだ申し述べませんし、またそれでよろしいということでございますので、お願いいたします。

○大場崇夫委員長 次、牧村、お願いいたします。

○宮本富男委員 牧村の宮本でございます。基本的な考え方としては、地域協議会という言葉自体は問題あると。先ほども上越の方から言われましたけれども、これはあくまで上越の方の議会のベースとしてつくったものです。これは非常に納得がいきません。まず、それが第1。

それから、昔のように、以前のように地域審議会、10年間の限定と、並びに先ほど言われました今国会の日程で提案され、条例が制定します地域自治組織というものについて重点的に法律が制定されてから討議すると言っても遅くはないと思うんです。基本的には、そういう考え方でございます。しかしながら、現在協定文書と、文案というものが上がってきているわけですから、これについてまず任期の面、先ほど言われましたけれども、任期が全然考えられていない。これは条例で、または規則で考えるんでしょうけれども、ここでいう私たちが住民に説明するためには何年間、じゃ責任を持てばいいんだということも不明であります。この点についても追加してもらいたいと思います。

それから、最大の問題は(5)番の委員の選任です。これは、選挙というものは人口の多い密集地の都市型の考え方なんです。これが果たして田舎へ入ってきたときには、中山間地域に入ってきたときには、この選挙というものはなじむのか、なじまないのか。恐らく立候補する人はいないのではないかと。現実に私たち今牧村では、村会議員の選挙が14名中14名しかいませんでした。ましてや、この地域協議会の報酬というものは微々たるものであるということを考えれば、なかなか立候補する人もいないということになると、いなければ、じゃ市長がこの13地域の、13町村の委員を選任する場合に、どのような基準で選任するのかということは非常に難しいんじゃないかと思います。できないと思います。それは、支所長を通じて選任、支所長から推薦されて選任する可能性もありますけれども、なかなか難しいと思います。それで、選挙または各団体の推薦された者を市長が選任するというふうな言葉に改めてもらいたいと思います。以上、選挙ということについて基本的な気持ちを述べさせていただきます。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

次、柿崎お願いいたします。

○平野誠市委員 それぞれの町村の方々から考え方を述べておられるわけだし、またそれに対してやがて事務局としてどう考えているのか、その辺も確認したい部分も随分私どももあるわけでございますが、委員長としてその辺はどうなんでしょうか。あくまでも各町村の考え方だけ今述べよというものなのか。この記載文について、先ほど来いろいろ意見が出されておりました記載文案の裏に隠れていると言っちゃちょっと失礼なんですけど、一步踏み込んだ内容についてお互いに確認とりながら、ただしい部分も幾つか、何点かあるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○大場崇夫委員長 先ほど村山委員、小池委員等からも発言ありましたが、各市町村で話し合われた記

載文案を中心としながらも、この小委員会についての要望といいますか、感想といいますか、それも含めて今お聞きしているわけです。一通り終わりましたら、また事務局の方でも整理されておりますので、一通り発言終わった後で、ここは重要だということについて全員で討議を深めていきたいと、このように考えております。

○平野誠市委員 質問があれば出していいと。

○大場崇夫委員長 質問があれば、発表の中で質問されても結構なんでございます。

○平野誠市委員 了解しました。

それでは、柿崎町でございますが、まず協定書の記載文案の1の(5)でございます。先ほど来牧村の方、それからほかの方も申しておられましたように、私ども柿崎町としてもこの選挙というのはなじまないと。この部分については、その協議会の区域において選出された者を市長が選任するという記載文に変更していただきたいというふうなことでございます。先般の委員会の中で公職選挙法に準ずるという事務方の回答でございましたが、仮にどうしても公職選挙法に準ずるんだということになりますと、各町村その準ずるといふ具体的な手法はやっぱり各町村で統一しておくべきだろうというふうに思いますので、その辺も後ほどご回答いただきたいというふうに思いますし、この選挙に関連してもう1点でございますが、やっぱり私どもこの選出という文言にかえていただきたい理由の一つとして、まず今事務局のお考えの各地域の自主性に任せる部分だという、こういう組織をこれから定めようとしている段階で13の地域がそれぞれのやり方で委員を選出するというものに対して、どのような不都合を生じるか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

それから、1の中の(4)で、順不同になって申しわけありませんが、(4)でございます。当該地区において行われる施策(予算措置を含む)というふうにあります。この予算措置を含む当該地区の施策というものに対して、先ほど上越市の議長さんからこの協議会自体は新市、新しい市になった全体について意見を述べる組織にすべきだという発言があったかと思いますが、再度新市全体についての施策について、この地域協議会というものは意見具申することができるのかどうか。いわゆる一つ例を挙げれば、当該地域の地域事業に対して、市長に対して意見具申等々は十分理解できますが、新市の全体の共通事業に対しても、この協議会が市長に対して意見具申ができるのかどうか、その辺も確認させていただきたいと思います。

それから、1の(7)でございます。先般も質問させていただきましたが、この(7)の関係について先般事務局の説明ですと、自主的な開催等もあり得るということでございますので、多少各地域においてはこの自主的な開催というものがかなり差が出てくることも考えた場合、その辺の報酬、あるいはそういった費用というものをどのように考えておられるか、当然各町村人数の差はあるのは重々承知はしておりますが、時に自主的な開催が頻繁にある町村、あるいは市長の諮問に対しての開催で終わってしまう町村それぞれの差が出た場合のことを先般もお聞きしたんですが、もう少し具体的にお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、前段に話も出ておりましたが、やがてこの記載文案がある程度この委員会です承し、決定された段階でやがて条例化されていくわけでございますので、その条文整理については事務局一任、この辺は私どもも何ら異論はございませんが、大潟町さんだったでしょうか、やがてこの条文整理する段階である程度条文の原案というものが私どもの目の前で審議できるような状態が発生するのかどうか、その辺もお聞きしておきたいというふうに思います。このお答えについては後でお答えしていただくようになるのかどうかは委員長の判断にお任せいたします。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

発言の中で一部質問も入ると思いますが、質問はまた一通り終わった段階で、事務局の方から答えるべきものは事務局の方をお願いをしたいと思います。

次、大潟町さん、お願いします。

○村山尚祥委員 大潟町の村山です。私どもが質問すべき事項は、町の事務局を通じてこちらの方の事

務局にほんの要約して提出いたしました。その最終的な本旨を言いますと、まさしく今皆さん出ているような意見等を含めて、要するにみんなで認識する、確認するという発言、事務局からも言われているんですが、それらを一つ一つ条例とか、そういうかたいもんでなくていい、確認文書としてみんな確認した附属文書、いわゆる覚書、それをつくった上で、そして議会なり、みんなが納得して、ただ記載文案そのものは言われるとおり、これ簡潔でいいわけですし、要点でいいと、これは確認しているんです。ただ、その記載文案に、それこそ平野委員なら陰ではなくて、記載文案とは具体的にこういう内容を含むという確認を一つ一つ文面でつくっていくということをしてほしいと。したがって、記載文案について触れるというのはその確認、こういう内容のこういう協議会としてあるからこそ、この記載文案で、それでいいという過程をとってほしいということが最終確認です。したがって、私らがお願いしている内容は今皆さん言った以外にも全部含まれておりますし、そのほかにも例えば選任についても市長の言われました市長の選任についての選任基準って何なんだと、支所長の推薦なのか、団体推薦なのかということもありますし、今平野委員が言いましたように自主開催、あるいは定期開催があるのかということもあります。その場合に委員の数目いっぱい 25 人出したと。回数も人のよりも何十倍もあったというときに、言ってみれば市の市費としての支払われることについては各地域協議会ごとに物すごく差がつくこともあり得ると、そういったものについてもそれ全部十分に認めるのか、それともある程度いわゆる議員定数に似たような形の人数としてもあって、そして回数も基本的にはほぼこういう回数だということまで確認するのか。あるいは、名称、それから言われたように任期、組織等たくさん内容あるんだけど、いいとか、悪いとかでなくて、それらを文書化して確認事項として共通認識をすると。その上で最終的に確認、記載文案に入るということになっていただきたいというのがねらいでありまして、私ら議会の方も、また住民代表の方の町内会長とか会議的な要素の中でも確認してきておるものでありまして、私どもとしてはそういうことで今皆さん出た意見等がほとんど私らも同じ意見ですし、その他を含めて概要は文書で提出してあるということを述べさせてもらいます。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

井部委員、頸城、お願いいたします。

○井部辰男委員 それじゃ、頸城の井部です。提案されています記載案文の地域協議会について、現行の自治法に基づく市長の諮問機関として提出するものでありまして、合併特例法による一定期間設置する地域審議会よりも役割も機能も範囲を超えるものとして判断をしていて、この協議会については異論はないところであります。ただ、内容に入りますと、今回諮問をされている地方制度調査会によるそれぞれ答申の中においても、合併における旧市町村が果たしてきた役割を踏まえて、従前のまともにも特に配慮して、いろいろな答申内容を提起をしています。中でも地域自治組織に関する方が非常に多く記載されているわけでありまして、そういう面からすると、この記載案文の中におけるいろいろな記述については、私は異論はないんでありますが、ただこの中で市長に意見を述べることができるという、この項ですが、答申では建議することができる、こういうふうになっていますので、こちら辺がなぜ事務局で建議という言葉が使われなかったのか、そこら辺は聞いておきたいというふうに思います。

それから、先ほど石平上越市議会の議長から上越市議会におけるいろいろな考え方についてもお話を承りました。13 町村の嫁を受ける婿の側として、非常に寛大な地域審議会に対する提案については評価をしたいというふうに思います。ただ、異論の中で括弧書きの予算措置を伴うものについては余りにも当たり前のこと、常識的なことから、これはいかがかと言われるかもしれませんが、これは編入する側とされる側の論理からすると、非常に大きな担保になるわけでありまして。そのことは、今回の地方制度調査会の答申の中でも事細かに書いてあるんです。それは何かというと、合併における大事業の痛み、そしてこれから新たな市をつくったときにおけるそれぞれ旧町村のそれぞれの思い、そしてこれから地域自治組織をつくっていくときにどういうふうなものを考えていったらいいのか、あるいは

は担保していったらいいのかと、こういうところが文面にあるわけですから、そこら辺は少し 13 町村の嫁をもらう婿の寛大なお気持ちをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど冒頭地域自治組織のこれからのあり方について私もお聞きをしたんでありますが、私もこの合併特例法が期限つきでありまして切れるわけでありまして。そういう面では、今回総理の諮問であった地方制度調査会における答申についても急いで法案上程をしよう、急いで法案を確定をしたい、しかしこの特例法に合うものは合わせていきたいというのが今総務なりの考えであるというのを聞いております。ですから、法案上程が 3 月 9 日と言われてはいますが、その前に各関係都道府県の担当を集めて法案概要についての説明をしながら、今協議会の中で協議をされている中でぜひこういうものをどうだというふうに提案をするということも聞いているわけでありまして。法律が確定してからどうかじゃないと思うんです、この協議は。ですから、私はできるなら、先ほども言いましたように法案の骨格が閣議決定をすれば見えるわけでありまして、決定は確かにこれから通常国会を通してずっとって、通常国会で決定するか、それ以降になるか、それはありますけれども、そんなに変わらんです、法律は。字句のちょっとした修正ぐらいです。ほぼ閣議決定して、法案上程されれば、それは決定です。そういうふうな見えた段階で、私はこの大事業である 14 市町村の合併のこれから地域自治組織のあり方については一緒になって検討していくと、これが基本だろうというふうに思います。ぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

次、吉川さん、お願いいたします。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪です。まず最初に、率直に申し上げますと、このまま吉川町の考えを述べていいものかという気持ちです。というのは、今まで各市町村のご発言を聞いてまいりますと、この協議事項に協定書記載文案についての認識が単なる温度差という以上の差を感じています。ですから、このまま本当にまとめることができるのかというので、私は戸惑いを感じながら発言をしたいとします。それで、この協議項目につきましても合併した場合、旧町村の住民の意思を真摯に反映させる上で極めて重要なシステムをどうつくり上げるかという問題なんです。それだけに私もこのことについては特別重視していきたいという認識であります。そういう中で幹事会等でおまとめいただいたこの内容でございますが、全体的には私も評価しております。まず、何よりも第一に合併特例法に基づく審議会以上のものをつくっていかうという姿勢が見えること、それから地制調の最終答申を踏まえたものが随所に見られるということでございます。そういうことで、まず地域協議会の(1)の部分については賛成であります。

また、(3)の協議会の名称の問題であります。これはまさに合併前の各町村の自主性に任されるべきことだと思うんです。そういう点で統一的な名前をつけるというよりも、例えば吉川自治の郷とか、頸城自治何とか協議会とか、いろんな名称があってもよからうかと思えます。そういった意味で、この(3)についても原案に賛成でございます。

ただ、(4)については幾つか注文がございます。1 点目は、私が全体の協議会でも申し上げましたように、この協議会で諮問を受け、答申を出す場合、あるいは意見を市長、あるいは支所長に述べることでできるとなっておりますけれども、この協議会で議論したことがきちんと市政に反映されるということを考えますと、文言としては市長は地域協議会の意見を最大限尊重し、市政に反映させるというものをに入れてほしいということでございます。それから、先ほど予算措置を伴うものを含む括弧づきの問題です。これについては確かに当たり前のことでございますけれども、先ほど井部委員が言われたとおり全国の合併協議の中でこうした協議機関が予算措置を含むものにまで意見を言うことができるかどうか、これは非常に重要な問題でありまして、ぜひこれは落とさないでほしいということでございます。

それから、(5)のところでも若干注文がございます。公選で委員を選んでいくというのは、その姿勢は大変評価できるんでありますが、実は当町におきましては既にこうした地域協議会になっていくだ

ろうという組織を既に立ち上げてございます。そこにおいては、町内の各界各層の意見を反映できるような形で委員の選出を考えておりまして、できれば幅広く意見、いろんな人の委員を選べるということからも、公選にこだわらないでいったらどうかというのは私どもの町のまとめでございます。

それから、もう1点、(6)の現在の議員定数を目安に云々という、この部分、どうもこういうふうに書かれますと、失職する議員の救い道を何か設けるような感じで受けとめられる可能性もあるということでありまして、これは削除していただきたいというふうに考えております。

もう1点、この小委員会の議論進め方の問題で一つ発言させていただきたいと思っております。実は、ここで話がされまして、協議されましてまとまっていった場合、野澤次長の方から言われましたように上越市議会の場において条例化をしていきます。そうなってきますと、この記載文が確定した場合にどういう条例になっていくのかということもできれば見たい。確かに言われているとおり合併協議会の場では、この小委員会についてはこの記載文案がいいか悪いか、それをどうするかということもまでもかもしれませんが、我々協議に参加している人間としては我々が決めたのがどういうふうに担保されているのか、そこをしっかりと見きわめていきたいんで、上越市議会の皆さん方にとってはいろんな意見もあろうかと思っておりますけども、そこは寛大な気持ちで素案の素案ぐらいまでは出してもらえないかという気持ちでございます。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 次、中郷、お願いします。

○山崎勇委員 中郷村の山崎です。私からはそう長い内容ありませんが、この文案につきましては(5)番のところを抜いた以外多少の内容の差あるんですが、原案に異存はないというふうに私どもで判断いたしました。ただ、(5)番の件に関しまして、これは先ほどからいろんな意見出ております。その協議会の区域において選挙された者の中から市長が選任するという文案になっておりますが、これはやはり私ども地域を考えたら非常に難しい面があるというのは先ほどもおっしゃられた方もおりますが、村会議員でさえ定員に満たないと、そういうところもありますし、それからこの文書の中に満たないことを想定しているのかわかりませんが、満たなかった場合には市長が補充をまた選任するような格好で書いてあります。そうしたときのやはり矛盾といいますか、非常に運営上の難しさが出てくると思われます。選挙された人と、それから推薦された人と、どううまく運営していくとか、そういうことがありますので、うちの村としてはやはり広く各種団体から推薦された能力があって、やる気があって、そういう人たちを市長から推薦してもらおうと、そういう方法にさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

議事進行という声ありますので、引き続き板倉町にお願いいたします。

○宮腰英武委員 板倉町の宮腰でございます。私住民代表という立場でお話し申し上げたいと思っておりますが、合併推進委員会を何回か開きまして、この問題につきまして審議したわけでございます。このねらいとするところは、本当に私ども地方分権とか、地方自治とか、あるいは住民の自治ということで、非常にこれが機能が本当に発揮できれば素晴らしい案ではないかというような意見もありました。私もそのとおりだと思います。

問題は、いろいろ今皆さんの方からも指摘があったこととございますが、委員の任期の問題をやっぱりある程度はっきりした方がいいだろうということ、それから委員の選出の問題でございますけれども、このことにつきましてはいろいろと牧村さんから、今山崎さんから、中郷さんからもご意見が出ましたけれども、私ども選挙ということは大変考えとしては素晴らしいことだと思います。直接選挙ということで、住民に責任を持つということであれば、それなりの意味があるんですけども、果たして現場では、私どもの町では果たしてそういうことが可能かどうか。定数まで恐らくいかないだろうというような話もある。その場合、どういうふうに出すのか。やはりここに公平性というよ

うなことも当然考えなきゃならんわけです。だから、いろいろな自治会とか、町内会とかと言っていくと、いろいろあるわけですが、その辺の多様な団体からどういうふうに代表を選んで出てもらったらいいのか。その辺もこれから実際運営の方法としては大事ではないかと、こんなふうに思っております。

それからあと、私の個人の考えでございますけれども、議員の定数及び任期の問題で小委員会があるわけでございますが、これとの絡み合いということも十分考えていく必要があるということ、それからもう一つは支所の機能、これもやはりその中、内面見ますと、地域づくり担当というようなのが支所の機能の中へ入っているんですけど、実際にその支所の中でそれらを担当する本当にその地域のわかるベテランの行政マンがいればいいんですけども、その辺一々また本庁とのかかわりでこれはこうなんだとかいうことになれば、またその辺もちょっと難しいというようなことありまして、やっぱり支所の機能とか、あるいは議員の定数、任期の問題とか、それら全体をひっくるめて、この地域審議会と、地域協議会というのはどういう組織でなきゃならないかというのを基本的な面から考えていかんと、これはやっぱり運営面でつまづいて形式的になってしまうのかな。そうなってしまうと、本当に理念としてはすばらしいんですけど、それが問題ではないかというような私個人では考えるわけですが、先ほど来いろいろお話しいただきました細かい内容について村山先生から覚書というようなこと、共通認識というようなことお話しいただきましたが、本当にそれ明確にしておいて、本当にそれが機能し、運営面で発揮できるような方法で進めていっていただきたいと、こんな感じを持つわけでございます。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

○福保巧成委員 清里村の住民代表の福保でございます。清里村といたしましては、いろいろ相談もしてきたわけでありまして、この記載文案そのものにつきましては何ら意見を申し上げるものでもございませんが、二、三やはり心配があるというところでございます。それは、先ほどからも出ております。今まさに法案が提出されるということになりますと、この記載文案もどうなるのか、変わるんでないかという心配がございます。

次は、先ほど来いろいろお話が出ております。やはり1番の(5)番ですか、委員の選出の方法ですが、なお書きになっております。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任するということは何かちょっとおかしいじゃないかと、何とかならんもんかというようなお話がいろいろ出ております。

それから、もう一つは、これは私も勉強不足なのかもしれませんが、この出た協議員の任期の問題です。任期は4年かなとは思いますが、この辺がちょっとわからないので、また後で教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

次、じゃ順番で、三和さん、お願いします。

○武田美紀副委員長 三和村の武田と申します。本日2号委員でいらっしゃる松縄さんが議会のお仕事のため欠席ですので、私の方からお話しさせていただきたいと思っております。村では、事務局案で小委員会に協議されることは議会も住民会議からも賛同を得てきておりますことをまず報告させていただいております。今までいろんな方たちから同じような意見が出ているものですので、その部分はあれして、それで三和村の中で意見として3点ほど述べさせていただきたいと思っております。住民主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働のかなめとなるという部分の中で、ぜひそうであってほしいと願うことから3点ほど意見を述べさせていただきます。まず、新市において各種審議会などの審議機関や議会との関係が微妙となるのではないかと、この辺がちょっと疑問であるということ。それから、地域協議会を形成する際に同時に明確にすべきことは、地域内の自治組織に対する財源配分の意思決定のルール化と透明化をいかに実現していくのかという点。3点目は、地域協議会を構成する

それぞれの組織には、みずからの要望だけでなく、一体化した地域全体のあり方に視野を広げて議論する姿勢を持つのが必要ではないかという点です。

それと、記載文案につきましては、本当にこれだけの意味合いを持つものは全国的に例がないということで、本当に十分運用されることを期待しているところです。本当にこれが地域住民と行政の協働による地域づくりがすばらしいものになっていけたらいいなということを望んでおります。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

最後になりましたが、名立町さん、お願いいたします。

○塚田正委員 名立町の塚田でございます。結論から申し上げますと、基本的にはこの上越方式とも言える本文案に対し、可とするということでございます。ただ、若干意見がございまして、皆様方と大体同じなんですけれども、委員の定数等、それから選出の方法、こういうものをおおむねとか、そういう言葉は使わないで、できるだけだれにもわかる明文化をしてほしいというようなこと、それからもう1点は上越市の新しくなった議会と屋上屋を重ねないような仕事の分担と申しませうか、そういう認識が新たに必要ではなからうかという感じをしております。

それから、個人的な意見なんです、小委員会の進め方について若干私のお話をさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思っております。既に本家たる、この本協議会が設立されるまでには準備会の段階でかなりの時間をかけて審議が進められてきました。ご案内のように合併の時期とか、形態とか、本所、支所を置くとかというような基本的なものは既に合意がなされて、着々と準備が進められ、ここまで来ております。着々とはいいながらも、17年1月1日というのは本当に時間がないということは皆様共通の認識だと思っております。そんなことで本委員会の事務局、それから委員の皆様方言われておりますように、さらなる相互理解のもとに共通認識を持ってほしいというのは論をまたないところでございますが、そのためにはやはり100%今後の審議の中で事務局にあれもこれもすべて出せ、100%全部準備しないと次の進まないよという言い方も、私は基本的には時間をかけて議論をするということについては一切反対をしません。賛成する一人でございますが、やはり何でもかんでもすべてそろわなければならないんだという進め方はなかなかいかなものか、このように感じております。いずれ時期が来れば条例等でまた審議がなされるわけでございますから、そういう時間の中に、時間進行とともに皆さん方と時間をかけて話ができればいいものだな、このように思っております。そんな中で最終的には自治体間の主張するものは主張し、しかし分捕り合戦ではないんだと。もっとやっぱり市町村合併というのは大所高所に立って、自分の言うことも言うんだけど、相手の立場にも立って考えていこうじゃないか。そういう基本的な温かい心というものが今後必要になってくるんじゃないか。私は進め方について、以上、そう思います。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 以上、大変各市町村で論議されたことを全部言い尽くせないかもしれませんが、一通りご発表をいただきました。それぞれたくさん出た内容もありますし、その町村単独という考えのものもあったと思っておりますが、ここで何しろ時間がないので、事務局も1日でも間を置けば完璧な論点を整理できるんですが、今皆さんからお聞きして、そして今すぐというわけにいきませんので、事務局の方から論点の幾つかをきょうは出していただきまして、きょうの最後にこの次はこういう方向はいかがですかということを確認して、きょうはやめたいと思っております。

時間の許す範囲で、事務局の方で論点の整理をひとつお願いいたします。

○野澤朗事務局次長 お時間のいただいた中で整理させていただきます。今の整理の仕方として、私としては今出していただいたご意見の大きな論点をまず幾つかに整理をさせていただいて、その中でご意見と確認事項に分けさせていただく中で、最終的に委員長さんの方で、きょうは質疑の確認だけでやめておけということになれば、それはそのとおりでございますし、項目ごとに審議するのでということであればそのように対応させていただきます。

まず、論点でございます。一つは、この地域協議会となっているものの名称がございました。地域

協議会ではなく、地域審議会でのいいのではないかという指摘がございましたので、まずこのそもそもの名称についての論点がございます。

2点目でございますが、役割というか、この目的とも言うべきものかもしれませんが、そのことについて確認と、それからご意見もあったと思っております。一つは、確認といたしましては先ほどの上越市の石平委員からは一定のご意見がございましたけれども、柿崎町の委員からも要するにこの地域協議会の意見を反映し得る範囲はいずれかというようなご質問がございましたので、ここは一つ論点でございます。これをもしご質問というふうに変えさせていただいてよろしければ、私どもこれつかった考え方といたしましては、当然ながら住民に基盤を置く機関であって、当該地域を一つのくくりとして何らかの協議を行い、それが住民の自治に根差しているということでございますから、それが、じゃ住民だから、全部に対して意見が言えるという意味ではなくて、それぞれがそれぞれのかかわりの中で当然ながらそのような、先ほどの質問で言えば共通事業というご質問でありましたけれども、当然ながら共通事業へのかかわりは生じてくるわけでございますので、それを検討、協議事項から除外する何物もないのではないかというふうには、議論の段階といいたししょうか、事務局の整理の段階ではそのように考えていたところでございます。

それから、具体的なご意見といたしましてありましたのは、最大限尊重し、市政に反映させるということを追加してはいかがかというご意見がございました。それから、同じようにご質問で他の審議会、議会との関連性というのもあったところでございます。それから、財源配分との関係性からそういうご意見もございましたし、支所機能との関連性をご指摘になった方もいらっしゃいました。役割というのは、非常にこれ表現がこのような表現の中でそれぞれのご認識があるかと思っております。まずは、ご質問と取りかえましてお答えしますと、他の審議会との関係におきましては当然ながらさまざまな審議会がさまざまに活動しております。もとをたしますと、審議会とは、附属機関とは何のためにあるか。これは市長が自分の市政にそれぞれの、自分のという言い方が語弊があれば、市政に住民の意見を反映させるために設置するものでございます。したがって、ある事柄で意見をいただきたいということが目的別の審議会、例えば男女共同参画であるとか、総合計画であるとかということと審議会を持つ、この地域協議会はそういうものではなくて、一つのくくりを地域に置いているということでございますから、当然ながら多様な意見が出てくる。それを最終調整するのは市長でございます。その関係性というのは、特に問題になるものではないと思っております。いわんや議会との関連性、整合性におきましては、そもそもよって立つところが違っておりますので、ここはご心配というか、そもそも法的に何ら問題はない、干渉し合うものではないというふうを考えております。

それから、もう一つ大きなテーマといたしましては、委員の選任でかなりのご意見があったところでございます。この点におきまして基本的には選挙ということに1点集約をされておりましたし、また選挙された者以外の者で市長が選任することについてのお話もございました。ここも論点としてはそのような論点でございます。ご質問の中で、公職選挙法に準じるのかというご質問で、どのあたりなんだということがございました。今簡単に申し上げますと、公職選挙法をなぜ準用するかといいますと、選挙の公平性、公明性、その担保のための準用でございます。法律をお読みになるというのは、なかなか私でも公職選挙法は余り読みませんが、公職選挙法の規定は選挙ごとに規定しております。例えば知事選挙は何々とするとか、衆議院議員選挙は何々とするという規定の仕方をしておりません。そうではない部分、つまり選挙を公明、適正に行うという点における規定は、何々選挙においてはという書き方はしておりません。例えば選挙の方法、これは投票において行いますということとか、1人1票ですということとか、投票所において選挙、投票というのは行うんですよというようなことが書かれておりますし、選挙運動に関する禁止事項というのもございます。これらは、何々選挙と限定しない書き方で公職選挙法はできております。そういたしますと、今申し上げたような一般的な普遍性を持った条項、すなわち選挙を公明、適正に行うための条項について準用するというふうにご理解をいただければわかりやすいのかなというふうには思っております。

それから、任期の点におきましては、これ私どものある意味で言えば皆様方へのお見せしなかった

のは別に他意があるわけでもございませんで、通常の任期は通常附属機関の委員につきましては2年が通常でございます。しかし、そこはまたご議論いただくのか、ここは詳細にゆだねるのかということかと思いますが、任期では皆様方からご意見をいただいたところでございます。

それから、定数につきまして現在の議員定数を目安にという記載について、橋爪委員からも救済措置というふうな疑問があるのではないかというお話ございました。これはなぜつけたかといいますと、先ほどの括弧内の予算措置を伴うものを含むということと相似ているところがございますけれども、お互いにこれは合併協定を結んだ後それぞれが委員数を決めていくということになった場合に、余りに違いが出てはいけないという意味の共通認識をつくるために、現在の議員定数を目安におおむねというふうな記載が幹事会のレベルに入ったということの経過はそのような経過でございました。

それから、もう一つの論点、また後で論点は最後もう一度申し上げますけども、会議の開催についての論点がございました。一つには、自主開催というのは前回もご質問いただきました。これは当然会長、委員長が自主開催は当然権限は持っていると思っております。

それから、それに関連いたしまして、町村によって著しく開催回数に開きがあるようなのはいかがかというご質問でございました。つまり逆を言いますと、固定的、定例的な会を設定してはいかがかという、こういう趣旨だと思います。全国の例では、合併特例法の地域審議会の開催回数を年1回とするというふうに決めてしまった合併協議もあるやにお聞きしております。しかしながら、この会は市長の附属機関とは言いつつも、地制調の最終答申を見通した中での地域の自治組織に極めて近い住民に基盤を置く機関でございます。基本的には自主開催を大いにやっていただくのが基本ではないかというふうには考えてございますが、報酬の問題でございました。それに関連して報酬ということ、じゃどうなのかというご質問がございました。これにつきましては前回もご説明しましたが、現在の法律ではお支払いをしなければいけない法律になっております。それで、勤務に対する反対給付という言葉がございまして、要するに仕事があるからお支払いするというのが、これは今の附属機関の委員の考え方でございまして、ということは委員会を招集された場合には自治体としてはお支払いしなければならないということになります。ただ、先回も申し上げましたようにそのお金が幾らが適正であるのかというのはこれご議論あるところだと思いますが、上越市の場合一般的な附属機関の委員は1日5,000円ということでございます。その辺は、またそういうことも含めてご議論があるかもしれません。

それから、委員の部分におきましてそれぞれのいろんなご意見をいただいたわけでございまして、その他いろんなご意見いただきましたけれども、今の1番の地域協議会につきまして申し上げますと名称の問題、それから役割といいましょうか、目的といいましょうか、権限といいましょうか、この問題、それから委員の選任の問題、それから定数の問題、任期、これらを合わせれば委員ということになるかもしれません。それから、会議の開催の問題ということがございました。

もう一つ名称につきましては、全体を地域審議会、地域協議会というのもございましたけれども、名称を統一するかどうかということについては、橋爪委員の方からはやはりこの趣旨にのっとってというご意見もございましたし、その辺の論点もあるのかなと思っております。

それから、この問題を議論していきます上で、やはり今後いずれの論点の整理にも関係してくる文言は合併協定書記載文案の(4)の最初の表現になるかと思っております。すなわち、協議会は住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動のかなめとなるという、この文章の意味するところと、それぞれご指摘いただいた選び方、役割、それらがどのような整合を持つかというところを論としては整理していく必要があるのかな。やはり個々ばらばらに、それぞれこれはどう、これはどうというご議論もありませんが、この協議会の設置の一つの考え方である(4)番に書かれた文章、これすなわち地制調が示した来るべき地域自治組織のありようと極めて近い発想をこの文章にまとめてございます。このところと今皆様方がご指摘いただいた論点をどのように整理していくかというのが今後の話だと思います。

それから、もう1点、地域自治組織につきましては、最後の部分ではまず二つございまして、一つ

は法案が出たときに議論するのかというご指摘が一つございました。それから、もう一つはこれも時期的なことも含めてでございますが、議論するのかということになりますと、もう一つご指摘があったのはどこで議論するのかというのもこれ当然論点としては出ることとされます。これは、同様の問題は総括的なご質問、ご意見でございましたが、現行の合併協定書記載文案を条例化する際に何らかの検討があるのか、意見交換があるのか、これもまずそれをするのかどうかというご議論も当然出されておりますので、ご協議いただくものと思っておりますが、もしそうだとすればその主体はいずれかということにもなるかと思っております。いずれにいたしましても、今私ざっくり申し上げたところが整理でございまして、これはきょう今の口頭ではなかなか難しいので、これは私どもの方で一回持ち帰って数日中には整理はさせていただきたいと思っております。共通認識持つ必要がございますので、ご意見は整理をさせていただきます。

あと、ご質問についてまだ若干ご質問があったところでございました。要するに委員の部分におきましては委員の選び方のところでございまして、附属機関ということから議論いたしますと、本来的には市長が設置する機関ですから、市長がこう選びたいという、そうになってしまう性格を持っています。ですから、どのような議論をここで展開するかというところの入り口が若干難しい部分はお承知おきいただきたいと思います。ただ、しかしながら合併協定書に載せる文案として議論していることは事実でございますから、そこら辺の考え方として今の選挙の部分、それから選挙以外の問題についての選挙が定数を割れた場合の選び方の部分、ここは要は長の権限として選任をするというお仕事は市長しかできないお仕事でございますから、それをどうやって選ぶかという議論は十分していただくことにはなろうと思っておりますけども、そここのところをお互い承知した中でのご議論にならざるを得ないのかなという印象は持ったところでございます。

あと、何か具体にご質問で私の答えが漏れていたとしたら、また出していただきたいと思いますところがございますが、村山委員のおっしゃった部分のもう一つはこれ全体の議論の関係でございまして、この記載文案で了解するのか、それともそれ以外に何らかの確認文書をつくるのかというお話でございました。ここは明快に申し上げますと、その確認文書が記載文案なのかどうかということにもなります。今の整理上、我々が今までこの合併の協議でとってきたやり方から申し上げますと、これは是非はまた議論していただきたいんですけども、合併協定書を結ぶと。そして、このような議論をさせていただく中で、議事録をきちっとつくる中で、この合併協議会に委員長が報告される際に、合併協定書としてはこういう文案でしたけれども、議論としてこういう意見がございましたという附帯意見を申し述べるというやり方もございます。ここは、大いにまた方法としてどれがいいのかということになりますが、一義的なところの合併協定書の記載文案を議論することについては皆様も共通認識はお持ちいただいたところでございますので、それに至るまでの議論のあり方というのはまたご確認いただければと思うところでございます。

私からお答えしなければならぬこと、まだお答えできていないとすればまたご質問いただきたいと思いますところがございます。済みません、建議と意見でございますが、今上越市の最新条例が意見という表現を使っておりますので、この時点では意見という言葉にさせていただきました。再度言葉の使い方は、これは当然また確認をさせていただきたいと思っております。

以上、私のメモではそのようなところでございましたけれど、その他ご質問であればどうぞ再度確認お願いします

○大場崇夫委員長 今ほど事務局の方から、先ほど皆さん全員から発言していただいた内容を短時間のうちに論点として発表していただいたわけでありまして、若干時間もありますので、今の事務局の説明等で質問、意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川の橋爪ですが、口頭で論点整理されたのは本当に見事だと思いますが、ただ一番最初の地域協議会の名称のそもそも云々というまとめはちょっと違うと思うんです。私は、単なるこれ名称の問題ではない。安塚の議長さんからのお話では、合併特例法に基づいた地域審議会の方が

いいんではないかという提起だったと思うんです、たしか。そうなってくると、この地域協議会の名称がどうかという、この名前がいいかどうかという話でなくなりますので、そこは論点としてはきちんと整理してください。

○野澤朗事務局次長 承知いたしました。そのようなご意見であれば、提案として合併特例法のことは一応意見としてあったということを論点としては明らかにしておきたいと思います。申しわけございませんでした。

あと、柿崎の委員さん、幾つかご質問になりましたけれど、まだ答弁漏れがあったらどうぞ申してください。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○平野誠市委員 野澤次長からそれぞれ論点整理という形で、今ほどそれぞれの立場での内容についてのお答えがあったわけですが、柿崎からも当然一応質問状という形でございますか、文章にまとめて提出してございますので、きょうは野澤さんもすべて回答したとは思っていないと私は判断しておりますので、後々のまた回答の中でお答えいただければというふうに思います。

○野澤朗事務局次長 済みません、わかりました。もう一つございまして、違う選び方をしてなぜいけないのかというご質問も、済みません、ございました。これは先ほども申し上げましたように、そもそも今の法律上は繰り返しになりますけれども、市長の附属機関ということでございます。市長がこの地域協議会を生かした地域運営をやっていくという基本的な考え方の中でこの協議会を置き、そして意見をいただくということでございます。そういったしますと、その会のあるべき姿というのは一定統一的なものが想定されます。そのときに多分ご質問は、なぜ選び方が違って、それが違うんだということになるかと思いますが、今回のポイントは先ほど申し上げましたが、住民に基盤を置く機関として住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行うための場として、市長としては地域協議会を置くということになります。その辺でいきますと、今の考え方の中で将来の住民自治を担保された地域自治組織を見通したときに選挙ということをご提案してきたということでございまして、だれでも、どういう選び方でも、その選ばれた人の意見をとればよいのではないかというのはこれ一方ある意見かもしれないけれども、ありようとしては市長の附属機関としてきちっとした統一的なものとして置いておきたいということでございます。

○大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○平野誠市委員 確かに附属機関は私も理解できるところでございますが、きょうの委員会のこの場でこの委員の選任についての関係が私の町ばかりでなく、相当な町村の方から選任の仕方についてのご意見が出されておるわけですし、要望としても出されておったわけです。その点の今論点として野澤さんは取り上げましたが、最終的なお答えは後ほどいただけるものかどうか。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 最終的なお答えは、この場でご議論をいただくということだと思っています。我々は提案側として、提案者の気持ちとしてこの組織のありようをご提案申し上げているというふうに思っていたきたいということでございます。

○大場崇夫委員長 先ほど事務局の方でもちょっと触れられましたが、短時間に皆さんから発表していただいて、短時間のうちに事務局ではまとめられたわけでございますので、これをあすになるか、二、三日後になるか、事務局の方でもう一回きょうの皆さんから出た議論をまとめたものを皆さんのところへお配りして、それをもとに次回に論議に入りたいと。きょう最初私小池委員が意見として出されたことを事務局の発表があると発表に流されるから、委員長、勝手に先意見言うと言いました。これは確かにルールというものがありますので、私の気持ちは小池委員が発言されたとおりのことでございます。したがって、どうしても細部にわたってまたここで取り上げるということになりますと、専門委員なり、幹事会なりにかけて、全体会でもう一回この問題については地域自治委員会の小委員会の方でお願いしますという段階になれば、ここで取り上げると。これが私は事務局が説明したルール

じゃないだろうか。それもだめだということになると、これはちょっと問題があると思うわけでございます。

次に、どうしても会開かなきゃならないようでございますが、どうしても今きょう審議ねらったこの協議文に、これに附帯事項をつけたものを私は協議会に差し上げる必要があるだろうと。私委員長個人としての考えでございます。といいますのは、この文書を3回も4回もかけて討議した結果、まあまあこれでまとまりましたというので協議会へポンとやったんでは、賢明なる委員の皆さんの集まりですから、少し問題があると、私自身はそう思いますので、この文は恐らく次回に皆さんから賛同を得て決定していただきたいんですが、それにつける、附帯する文そのものも皆さんから協議願って、全体協議会にお出ししたいと、こう考えておるわけでございます。

どうぞ。

○石平春彦委員 協議事項はあくまでも協議事項でありまして、問題は附帯というふうに今突然お話が出ましたけれども、それはどういう性格のものかということになるかと思えます。ですから、やはり枠の中で論議をして、そして当然小委員会としての機能と権限の中でお返しをするということでありまして、私どもはそういう形の範囲の中でやっていただきたいと思えますが、仮に委員長が附帯という話をされた。その中身が今度は合併協議会全体の中でどのような意味合いを持つのかということ論議をしていくことになってしまうと思うんです。まず、それはどういう性格のものか、そしてどういう効果を持つものか、そういうところまで今度はその部分で論議をしていくということになりますと、お互いの中で論議をした論議の部分とはまた違って、そこを今度また課題が一つ出てきたという形になりますので、ちょっとその辺はいかがなものかと。もしそれやるとすれば、全体の中の例えば逆に幹事会なり事務局サイドで合併協議にそういう文言の何かがなじむものなのかどうか、あるいは规则的にそういうものができるものなのかどうかとか、その辺をやはり明確にさせていただいた上で論議をするんなら論議をしてもらわないと、なかなか話はちょっと違うところに発展をしていく可能性もありますので、そこを十分整理をしていただいてからやっていただきたい。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

附帯ということを大変重くもちろん感じておられたら、そのとおりでございますが、私は後ほど各小委員会の全体の中でどういうことがある程度あれしたかという報告会があると思うんです。そのときに恐らく言葉で事務局案がこういうようになっていきましたが、こういう意見も出て、こういう意見出しましたが、結果的にこの事務局案のとおりになりましたとか、ここは全体会で討議した結果、どうしても修正していただきたくなくなったような、そういう私は発表この場であると思うんです。それを私今附帯と言ったから、えらく大げさにとられたんですけども……。

どうぞ。

○村山尚祥委員 まさしく委員長の言うとおり、やはりまた野澤次長が私の名前を言いながらというか、質疑されました。私が言っているのは、共通認識をしっかりと持つと。それこそ橋爪委員言うように温度差なんて乗り越えて、認識の違いがあったら大変だということが最大の問題です。そういう意味で私は文書化ということをお願いしているんで、それが記載文案そのものにかえるかどうかという論議は必要あればすればいいけど、私は今のところ最初にも言ったとおりこの記載文案を事務局とか合併協議の中である程度簡素化することについてはやぶさかでないんです。ただ、共通認識としてしっかりと持たなければ、いろいろこの文案だけでは、名前は出せませんが、うちの町の行政幹部でさえこれで住民説明できないと言っています。自信持ってこの文面だけでできる人は、私すばらしいと思えます。だから、そういう意味で住民にも説明できる共通認識持つという意味で文章化したもの、それがまさしく委員長が言うとおり委員長報告の中に出てくる。それが覚書という形になるのか、それとも議事録の一部なのかは、それは後でいいですけども、一般的に議会でもそうなんですが、議事録を見てくれというのは住民に対して非常に大変なんです、一々議事録見てくれと。議事録じゃなくて、そういう要点をしたものがついているということが住民に対しても、我々議会に対しても、議会というのは一般的にここから戻っていく議会です、に対しても非常に明確ではっきりしていると。そういう

意味なんで、私は個人的には覚書とか、確認事項というふうにしてほしいけども、それは今規則的にいるんなこと言った事務局もあると思いますけども、そのことわかりません。ただ、共通認識は文章できちっと残してもらいたいと。今野澤次長が言われましたように、私ばあっと論点をメモしたらおよそ十二、三項目あります。私は、次回のためにそれを全部討議事項として挙げていただいて、そういう次第書つくっていただいて、そこについて一つずつ名称についてみんな確認していく。じゃ、確認した。うん、この次委員についてやった。方針について。その確認していったものをずっと見まして、そしてそれを共通にして、文章化して、そして初めてこの記載文案に戻ると、私はそういう考えだと。そういう意味では、ぜひ次回は委員長の言うとおり、まとめの中にまさしく野澤次長が今提起したものをこの十二、三の項目でやればほとんど共通認識持てると思うんで、その方向でやっていただきたい。こういう提案です、私は。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○井部辰男委員 わからんのですが、共通認識を持つということになれば、審議に入る前にこういうような共通認識でこの審議に入りましょうというのならわかるんです。審議が終わって、共通認識を附帯事項につけて、そしてそれを協議会に報告するなんて、こんなのありますか。私審議の進め方としてこの提案をされている、これについてこの条文の記載場所がこれはおかしいとか、ここがわからんとか、そういうようなことは、これは出してもらって結構なんです。そして、これを詰めていくと。住民の皆さんがわからんというんなら、住民の皆さんのわかるようにどう詰めるかと、これがこの場所なんでしょう。そういう意見を出していただければいいんです。それを単なる共通認識だ、ああだ、こうだと言ってもらったって、そんなのはこの小委員会に附帯された問題じゃないんですから、それは委員長の報告でこういうような意見がありましたということはいいいです、これは。そして、その中で審議をして、この案文についてはこうしましたと、こうなるんです。当然諮問されたり、小委員会にかけられたものというのはそういう扱いでいくべきだろうというふうに思いますんで、ぜひ議事進行、この次の会議のあり方についてはきょう各市町村みんな意見出したんですから、それを整理をしてどういうふうに提案されている小委員会の課題に向かって進んでいくかということやってほしいというふうに思います。

○大場崇夫委員長 今井部委員が言われたとおりでありまして、今きょう出たものを短時間のうちの事務局の整理ですから、大至急皆さんのところへ文章化して、それを次持ち寄って重点的に討議をしていくと。もちろん最終的にはこの記載文案というのを全体から頼まれているわけですから、これそのものはやっぱりきちんと完成するといいますが、皆さんの同意を得て全体の方へ出さなきゃならんだろうと思います。特にきょう最後に名立の委員さんの方から非常に我々がこれから会議に臨むときの大事な気持ちといいますが、相手の立場もあるんだというようなこと、それから一番最初に上越市の委員さんの方から、井部委員も言われましたが、本当にこの合併については地方の状態をよく見られて、地方分権ということも考えているんだと、地域の声を吸い上げるためにこういう協議会が必要なんだという非常に寛大な、またご意見を最初に伺っているわけでございます。

そんなことで、時間もやがて4時になりますし、もう一つの小委員会の方もそこ見えておられますので、次回はひとつきょうのこれをもとに論議をしていただいて、そしてこの文案をひとつ整理に協力願いたいということでございます。

どうぞ。

○野澤朗事務局次長 委員長から今おまとめいただきましたので、ちょっと再度ご確認させていただきます。今きょう出ましたものを論点を整理して、近日中に皆様方にペーパーでお渡しをします。その論点整理は私どもの論点整理でございますので、多少の言葉の入れ違いもあるかもしれませんが、その辺はぜひお含みをいただきたい。そのことについて、今委員長おっしゃったように本来的にこの合併記載文章にのっかって、ある意味で申し上げれば異議なしということ言われた町村もあったのも事実でございます。ただ、ご確認をしなければ、ご確認いただかなければ前へ進めないという委員もおられたのも事実でございますので、そこを明らかにして、共通認識がそこででき上がって、この合

併協定書記載文案が成案となるということでございます。その中で報酬をどうするかということはこの記載文書に入れるかどうかということは、そこは皆様方またそのお話ですが、基本的にはこの文案が投げかけられております。この文案に対して、まずは意見集約していただくということでございますし、その中でいろんなご質問はさっきも申し上げたように質問が出てきた中で皆さんとご回答しながら今積み重ねておりますので、そのようにまた進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○大場崇夫委員長 時間が来ましたので、まだ意見たくさんお持ちだろうと思うんですが、また次回に意見をひとつうんとためておいて来てください。本日は、どうもありがとうございました。

○
2 その他

○野澤朗事務局次長 済みません、皆様方、次回の日程でございます。済みません、よろしゅうございますか。次回は2週間後を一応今の段階では予定しております。私ども事務局の方の整理は近日中にいたしますが、2月できれば19日、木曜日を今予定したいというふうには思っております。これまた後で委員長とご相談した上で、こちらからまたご連絡させていただきたいと思ひます。とりあえず鉛筆ぐらいの薄い字で19日、2時から書いておいていただければと。場所は、一応厚生南を今予定はしております。ここは委員長とよく相談した上で、またご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長 わかりました。その辺、じゃまたちょっとご相談させていただきますが、全体のまた一人一人お聞きすると調整できませんので、そこはちょっと事務局お任せいただひてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長 じゃ、よろしくお願ひします、済みません。

じゃ、委員長の方はもうよろしいということでございますので、本日はどうも大変ご苦勞さまでございました。どうもありがとうございました。

午後3時58分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 頸城村自治会長協議会会長

牧 村 議 会 議 員

柿 崎 町 議 会 副 議 長